

# **安来市情報化計画**

**平成 21 年 12 月**

**安来市情報政策室**

## I. 安来市地域情報化計画について

### 1. 計画の趣旨

本市における情報化は、合併前の平成14年度に「新生市地域イントラネット整備事業(仮称)基本構想書」を策定し、それに準じて地域イントラネット基盤施設整備事業、情報通信システム整備促進事業等を活用して実施してきました。市内公共施設への超高速通信環境の整備や各種情報システムの整備を行っています。

しかし、市民が抱える多くの情報化課題を解決し、市民の一体感の情勢や市民活動、産業、行政などあらゆる分野で効果的な事業を展開していくためには、更なる地域情報化の一手を推進する必要があります。

本計画は、本市の将来像である「元気・いきいき・快適都市～自活と共助のまち・やすぎ～」を目指すために、高度通信技術を活用する基本的な考え方や方向性を示し、「情報の過疎地」の解消に向け、情報化を計画的に推進する指針として策定します。

### 2. 計画の目的

本計画の目的は、この地域が抱えるインターネットや携帯電話の情報通信網、テレビ難視聴、行政からの緊急告知手段に係る課題などの解決のために、ふさわしい情報化の整備手法を検討し、「元気・いきいき・快適都市～自活と共助のまち・やすぎ～」の実現を目指すものです。

そこで、今回策定する情報化計画では国や県との情報化施策との整合性を図りつつ、「安来市総合計画」で掲げた理想を情報化の面から実現するための基本計画として位置づけます。

### 3. 計画期間

この計画の期間は平成21年度から平成31年度までの10年間とします。ただし、今日の情報通信技術の進展は著しいものがあり、現在最先端の技術が数年を待たずして陳腐化する可能性があります。よって社会経済情勢の変化や情報通信技術の動向を考慮しながら、随時見直していくこととします。

## II. 情報化の背景

### 1. 社会的背景

平成13年に政府によって「5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す」とした「e-japan戦略」が発表され、超高速ネットワークインフラの整備の他、電子商取引の推進、電子政府の実現などの政策目標が掲げられました。その結果、高速ネットワークインフラの整備はこの数年間に急速に進み、日本における平成21年6月末のブロードバンド回線の契約数は全世帯の62.4%となっています。そして、光ファイバーケーブルを活用した超高速ネットワークの普及率で見ると32.1%となっています。ブロードバンド回線の利用で見ると平成12年末の6.8%と比べて飛躍的に伸びていることがわかります。さらに、携帯電話をはじめとした高速大容量の通信を可能とする、手軽で利便性に優れた情報端末の開発が進み、国民の間に爆発的に普及したこともインターネットの利用促進に貢献していることは間違いありません。

一方放送の分野では、国民生活に密着した放送メディアの高品質化、高機能化等を実現するものとして、放送のデジタル化が進められています。基幹放送である地上テレビジョン放送については順次放送エリアが拡大されており、平成23年7月には日本国内すべての地域で、デジタル放送に全面移行する予定となっています。

このように、情報化の進展は日常生活のさまざまな場面で多くの利便性をもたらすとともに国民生活にも変化を与えています。インターネットや携帯電話を使ったメールの送受信をはじめ、ネットショッピング、音楽配信のダウンロード・ネットバンキングは当然のこととして、近年は受身的な使用方法から個人によるブログなどによる情報の発信へと変化しています。

### 2. 国の取り組み

現在、日本においては、DSL(Digital Subscriber Line)やFTTH等のブロードバンド契約数は、3,000万加入(平成21年3月末)に達しており、また携帯電話(PHSを含む)の契約数については1億1千件を超える(平成21年6月現在)など、円滑な社会経済活動及び国民生活においてインターネット及び携帯電話が不可欠な社会インフラとなりました。

しかしながら、採算性等の問題から民間事業者の投資が期待しにくいような地域を中心にブロードバンドや携帯電話が利用できない地域が存在しており、デジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっている状態です。

政府は、「IT新改革戦略」において、2010年度(平成22年度)までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消することを目標として掲げており、総務省はこの政府方針を踏まえて、平成18年8月に「次世代ブロードバンド戦略2010」を策定しました。

同戦略では、2010年度(平成22年度)へ向けた整備目標として、

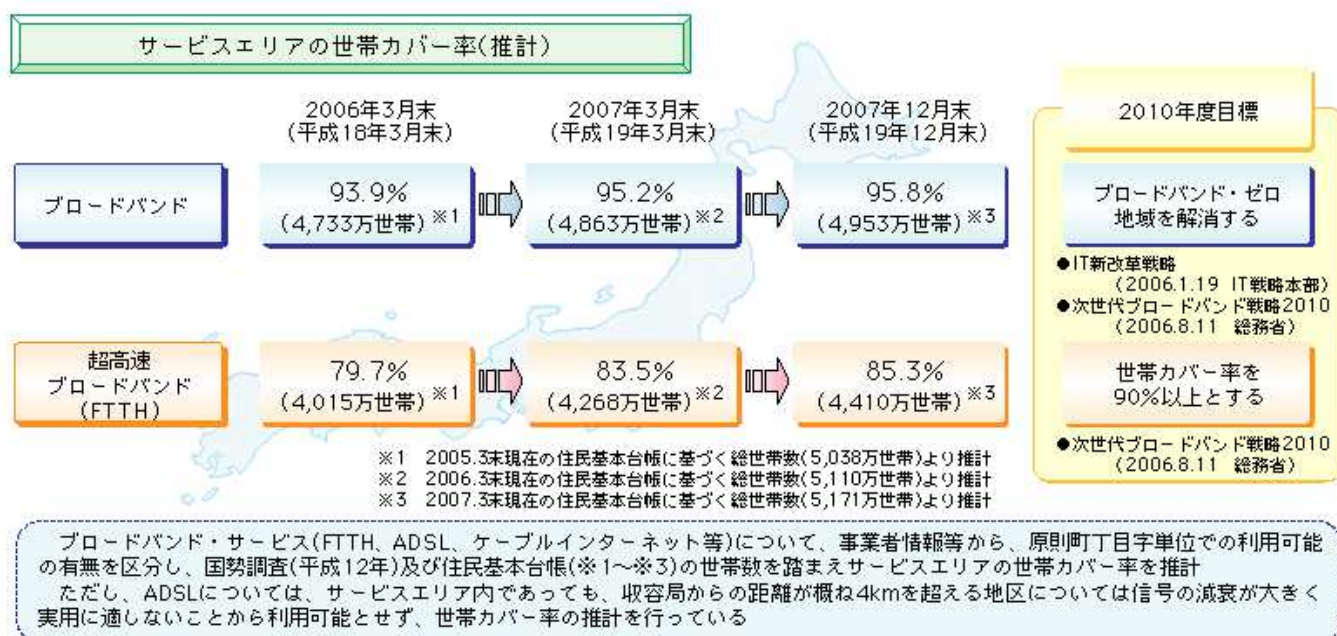
- 1)ブロードバンド・ゼロ地域を解消する

2) 超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とすることを掲げ、ロードマップの作成等の整備の基本的な考え方、官民の役割分担、関係者による推進体制の在り方を明らかにしています。

そこで、総務省では、ブロードバンド・ゼロ地域の解消や、携帯電話不感地帯の解消を実現し、デジタル・ディバイドを解消するための具体的施策について検討を行うため、平成19年10月から「デジタル・ディバイド解消戦略会議」を開催し、

- 1) 検討対象地域の特定と課題の抽出
- 2) 各地域の課題に対応した政策支援の在り方
- 3) 所用の支援策の改善の方向性

等について検討を行っています。



—平成20年版情報通信白書より抜粋—

### 3. 島根県の動向

島根県は国による I T 関連の法整備及び e - j a p a n 戦略の策定を受け、平成 1 3 年 3 月に提出された「島根県 I T 戦略構想委員会」の報告書に基づき、「豊かで誇れる e - しまねの実現」を目標として I T 施策を進めています。

平成 1 4 年には、県内市町村と島根県庁を超高速の専用線で結ぶ「全県 I P 網」を構築したのに続き、独自の補助制度を創設し、市町村と共同で民間通信事業者の設備投資を誘導する施策を実施しました。この結果、平成 1 5 年度末には 1Mbps 程度ではありますが高速インターネットと接続サービスの提供エリアが県内全世帯数の 99% をカバーしています。

さらに、市町村の地域公共ネットワークの構築を民間通信事業者の光ファイバを調達して実施することにより、最終的には、条件不利地域における F T T H の実現という政策を打ち出しました。そこで、地域公共ネットワークに民間通信事業者の光ファイバを活用する市町村に対する 3 年間の財政支援を行い、民間通信事業者による県内での設備投資を推奨しました。また、民間通信事業者に対する設備投資への支援制度の創設を国に要望するなど、積極的な活動を実施していました。今後は民間通信事業者の積極的な設備投資を促すことはもちろん、地域の実情に応じた手法により情報通信基盤整備を進めることとしています。

また、平成 1 9 年 1 0 月から電子自治体の取り組みを県と市町村が連携して「しまね電子申請サービス」の運用を開始し、平成 2 1 年 4 月現在島根県及び 2 1 市町村が参加しています。

なお、今後の市町村支援については、より高度な専門的な知識や技術の先導的な提供などが求められることとなるとの認識に立ち、今後は財政支援から技術的支援へ移行し、市町村の I T 施策に対し適切な助言、指導を行うとともに、最新の技術動向や優良事例等の情報を収集し提供していくこととしています。

その具体的メニューは以下のとおりです。

- 1) 市町村の庁内ネットワーク及び地域公共ネットワークの構築・運用
- 2) 「全県域 WAN」と市町村側ネットワークとの連携及びその有効活用
- 3) 市町村における電子自治体化の推進
- 4) 市町村における情報セキュリティ対策の推進
- 5) 県内各地域におけるブロードバンド環境(DSL・CATV・FTTH 等)の向上
- 6) 住民の情報リテラシー向上及びブロードバンド利活用の促進

- 7)ブロードバンドを住民福祉向上や地域振興に結びつけるアプリケーション開発導入・コンテンツ充実
- 8)地上波デジタル化に伴うテレビ難視聴対策等
- 9)第三代携帯電話の不感地域対策
- 10)市町村合併に伴う新市・新町の「行政情報化計画」「地域情報化計画」策定 など

※ 4. 8. 9. 10. : 今後特に市町村支援の必要性が増していく課題

—島根県HPより—

#### 4. 安来市の情報化

##### 1) 地域情報化

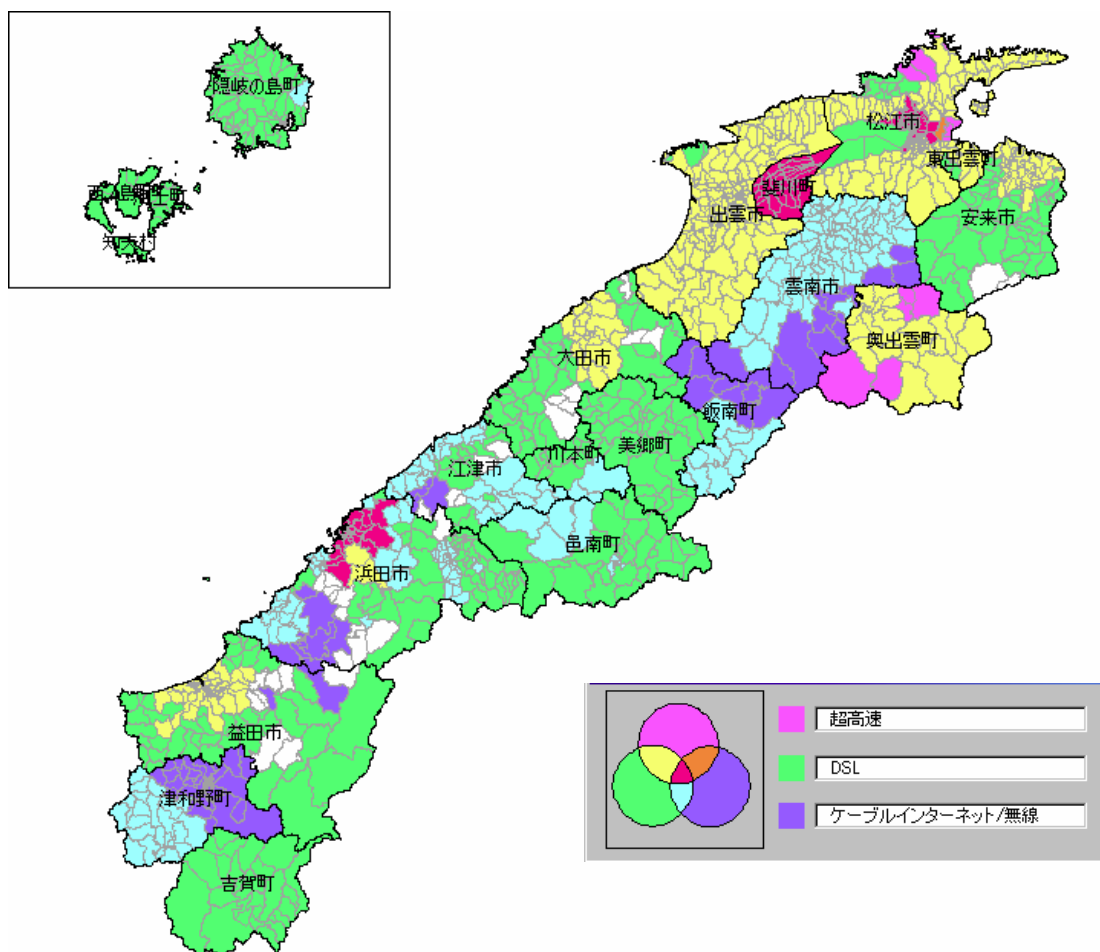
安来市では行政情報を含め地域情報の伝達手段として旧広瀬町では有線放送、旧伯太町では防災行政無線がそれぞれ整備されています。しかし、旧安来市においては一斉情報伝達手段が一切整備されていない状態となっています。また、旧広瀬町の有線放送及び旧伯太町の防災無線のいずれも老朽化が進んでおり、安来市全域にエリア拡大するには新規の設備投資および機器更新をする必要があります。旧市町村単位で情報伝達手段のフォーマットがそれぞれ異なっており、整備・廃止の両面で議論されています。

防災無線に関しては、新規の整備実施をする場合は旧来のアナログ方式からデジタル方式による整備転換を図る必要があります。また、火災や救急の現場で運用されている市の消防救急無線についても、現行のアナログ方式からデジタル方式への変更が求められています。消防救急無線についてはデジタル化期限が平成28年5月31日と定められているものの、自治体単独の消防本部では財源確保が難航することから、組織そのものについても広域再編を行うことで、デジタル化の費用節減と指令業務等広域的な活動促進をにらんだ協議会が開催され、現在も議論が続いています。

一方、近年急速に発展してきたブロードバンド環境に対応するため、平成12年度から平成14年度にかけて、島根県と協力し旧市町村単位でDSL局の整備に補助をしました。これにより現在ではおおむね市内全域において1Mbps程度のインターネット接続が、また、市街地を中心とした一部地域では光ファイバ等を用いた超高速インターネ

ット接続が可能となっています。しかし、光収容などの関係でDSLサービスが利用できない一部地域がありますし、超高速インターネットについては民間通信事業者によるサービス提供地域の拡大は今後とも見込めず、市内において大きな地域冠情報格差が生じており、その格差は今後も拡大する傾向にあります。

### 島根県内ブロードバンドサービス提供状況



ブロードバンド・マップはブロードバンドサービス(FTTH、ADSL、ケーブルインターネット等)について事業者情報等から利用可能の有無を区分し色塗りをしています。  
色塗りした地域の全域でサービス提供されているとは限りません。

—中国総合通信局HPより—

また、1990年代ごろから一般に普及しだし、いまでは生活必需品のひとつとなりつつある携帯電話については、平成20年3月末時点において中山間地域を中心に18地区（約200世帯）がいずれの携帯電話事業者のサービスをも利用できない状況となっています。（安来市独自調査）定住対策の条件のひとつに必ず上げられるのが携帯電話の使用可否となっています。そういう面からも、緊急の対策が望まれています。

平成21年6月末の携帯電話加入契約数及び普及率

地域	人口	携帯電話		PHS		携帯電話+PHS	
		加入契約数	普及率	加入契約数	普及率	加入契約数	普及率
鳥取県	607,012	430,555	70.90%	161,608	2.10%	6,067,157	79.00%
島根県	742,223	514,797	69.40%				
岡山県	1,957,264	1,520,713	77.70%				
広島県	2,876,642	2,355,359	81.90%				
山口県	1,492,606	1,084,125	72.60%				
中国	7,675,747	5,905,549	76.90%				
全国	127,767,994	108,488,624	84.90%	4,536,128	3.60%	113,024,752	88.50%

注1:携帯電話は、都道府県別の加入契約数。PHSは、中国五県の加入契約数合計。

注2:人口値は、総務省統計局発表の「平成17年国勢調査(平成17年10月)」を使用。

—中国総合通信局HPより—

平成15年より開始された地上テレビ放送のデジタル化については、安来市内においても平成18年から順次サービスが開始されています。広瀬中継局のデジタル化も平成21年度中に実施され、平成23年7月までの地上デジタル放送への完全移行に向けて準備が進んでいます。これにより、各家庭のテレビはデジタル対応を行う必要があるほか、共同受信施設などでは設備の更新が必要となっています。さらには、デジタル化による新たな難視聴地域の発生が懸念されています。

## 2) 行政情報化

合併前は、行政事務の効率化を図るために旧市町ごとに住民基本台帳システムや税システムなどの電算システムの導入を進めてきました。平成16年10月の合併を期にシステム統合を行い、クライアント・サーバ形式の統合型システムを採用しました。このほか、個別システムとして稼動しているものも多数存在しています。ただし、現在稼動しているシステムは、業務効率よりもスムーズなデータ移行と合併初日の安全な業務開始を重点として構築されました。そのため非効率的なところが多く見受けられます。た



たとえば各システムが独立した構成になっているため、窓口ではシステムごとの端末とプリンターを必要としており、かつ業務ごとにサーバー式が設置されています。そして、それぞれのデータベースを別個に持っており、データの更新エラー等発生しやすい仕組みとなっています。しかもシステムの中身も安来市独自仕様を多く含んでおり、システム改修および保守作業に膨大な時間と費用がかかっています。このため、平成 21 年度から基幹系業務システムの新規導入を検討しており、平成 23 年 4 月ごろには新システムによる業務開始を予定しています。

基幹系業務システムの再構築においては

- 1) 総合行政システムによる事務事業の効率化
- 2) 住民サービスの充実
- 3) 運用経費の削減

を基本方針としています。

また合併に伴い、庁舎間及び庁舎内 LAN を整備するとともに小中学校や交流センターなどの公共施設を接続する地域公共ネットワーク（イントラネット）を整備しました。合併時、「イントラネット整備事業」の基本構想として以下の 5 点を掲げています。

- I T 技術の活用による地域交流の拡大と活性化
- 地理的ハンディキャップの克服
- デジタルディバイドの解消
- 情報リテラシーの向上と人材育成
- 行政事務の効率化

この基本構想を元に、行政及び関連施設間でのメールの活用や予定表、ファイルの共有を行うとともに、公用車・備品予約のシステム化などを導入し、行政事務のスピードアップ及び効率化、庁内の事務改善が進みました。また、TV 会議システムなど住民の利便性を考えたシステムの導入を実施しています。そして、ホームページを媒体とした行政からの情報発信能力の強化にも努めています。

現在イントラネットの接続施設数は 89 箇所であり、接続に利用している通信回線は、情報通信事業者による役務線です。市役所のネットワークを維持するために必要な回線帯域及び本数を賃借契約しています。

市に対する申請・届出等手続きのオンライン化については、県及び県下全市町村の共同アウトソーシング事業として共同調達を実施しました。安来市でも平成 17 年度から電子申請受付サービスを実施しています。現在、以下の 24 手続きを公開しています。

## 利用できる電子申請手続き一覧

	手続名	個人認証方法
1	住民票の写し等の交付の請求	ID・パスワード
2	戸籍の附票の写しの交付請求	ID・パスワード
3	印鑑登録証明書の交付申請	ID・パスワード
4	市県民税課税証明書の交付申請	ID・パスワード
5	市県民税所得証明書の交付申請	ID・パスワード
6	納税証明交付申請書(市県民税・固定資産税・軽自動車税)	ID・パスワード
7	納税証明交付申請書(軽自動車税継続審査用)	ID・パスワード
8	児童手当受給事由消滅の届出	ID・パスワード
9	児童手当の額改定の届出(減額)	ID・パスワード
10	児童手当の額改定請求(増額)	ID・パスワード
11	犬の登録の申請・登録・鑑札の交付	ID・パスワード
12	犬の登録事項の変更届	ID・パスワード
13	犬の死亡の届出	ID・パスワード
14	補装具修理申請	ID・パスワード
15	妊娠の届出	認証なし
16	福祉医療費医療証(資格証)更新申請	ID・パスワード
17	老人保健高額医療費支給申請	ID・パスワード
18	一般(退職)国民健康保険被保険者証(高齢受給者証)再交付申請	ID・パスワード
19	退職者被保険者被扶養者認定届出	ID・パスワード
20	付記転出届	ID・パスワード
21	入湯税納入申告	ID・パスワード
22	軽自動車税減額申請(一般(公益)減免用、身体障害者用の構造のもの)	ID・パスワード
23	水道使用申請(届)	認証なし
24	市関連施設の予約状況の確認	ホームページヘルプ

## II 地域情報化の基本方針

### 1 情報化の基本方針

本市においてはまちづくりの将来像・基本目標として、「目指そう！元気・いきいき・快適都市～自活と共助のまち・やすぎ～」を掲げ21世紀を住民が主体となり、そこに暮らす住民とその子孫のために、自らがたくましく生き、ともに助け合い、成長し支えあえる地域社会を構築することで、すべての住民が「元気」で「いきいき」と「快適に」暮らせる夢と希望に満ちた活力あふれるまちの実現を目指しています。

この将来像・基本目標の実現に向けて

- 1 参加と交流のまちづくり
- 2 多彩な魅力と創造力豊かなまちづくり
- 3 みんなが住みよい快適環境のまちづくり
- 4 地域の中で支えあう安心のまちづくり
- 5 ひとが輝く活力発揮のまちづくり

を具体的な柱としています。

IT化の進展は、都市と地方の地域間格差などの時間的、距離的問題の解決を容易にしました。本市でも住民の安心を支え、諸活動を効率化し、交流を活発化し、地域を活性化の上での諸課題を解決し、上記5本の柱を実現するための道具としてIT基盤を役立てていく必要があります。

また、島根県内及び中海圏域の自治体や関係機関と連携して情報発信できるような取り組みを目指します。

### 2 計画の目標

#### 1) 安全・安心なまちづくりのための情報化

災害発生時等において正確な情報を把握することが住民の安全確保につながります。したがって、非常時における行政情報を伝達するための手段を確保・整備しておくことは何よりも優先すべきことです。現在の旧市町間における災害時等の行政情報伝達手段には大きな格差があり、災害発生時の初動等に大きく影響があることは明確で早期の問題解決が望まれています。また、防犯や防災面からも、事案が発生した際には市民への速やかな情報提供が実施できる体制の構築が急務となっています。また、常日頃から遠隔操作により危険区域を監視できるような防災関連のシステムも必要です。

⇒告知端末等を活用した情報提供体制の確立

⇒防災定点カメラ等の設置

#### 2) 地域コミュニティ活性化のための情報化

近年、地域コミュニティの意識が希薄になりつつある中で、多様なニーズに基づく情報交流が行われることで、地域における幅広い交流や地域活動に対する参画を促します。

また、そのために必要な情報発信能力を培うための講習会等の充実も必要となります。市民ひとりひとりが情報リテラシーを向上させる取組みを推進していく必要があります。

⇒交流センター等を軸とした地域情報の発信体制の更なる充実

⇒定期的な IT 講習会の開催

⇒地域番組、行政番組等のコンテンツ作成

### 3) 質の高い行政情報サービスの提供

住民サービスの向上を基軸として、行政運営の高度化、事務の効率化そして電子自治体への対応等を目指すため、行政内における情報化を推進していく必要があります。

そのため、各家庭や交流センターからいつでも・誰でもアクセスできるよう事務や申請の電子化や広報・広聴システムの利用が可能となるように整備します。また、このほかの分野においても、市民生活の向上に資するようなシステムの採用を検討します。

⇒各種申請のオンライン化メニューの充実、利用促進

⇒インターネットを利用した行政情報の提供の充実

⇒地域公共ネットワークを活用した住民サービスの提供

⇒教育・文化を高めるコンテンツの充実

### 4) 情報通信基盤インフラの整備

すべての市民に対して均一的に行政サービスの提供や情報の共有化を図るためには、まず行政における情報ネットワークが必要とされます。安来市においては合併と同時に市役所各庁舎、小中学校、交流センターなどをネットワークで結び、現在では 89 箇所の施設が接続されています。このネットワークは民間通信業者の提供する光ファイバーを借り上げて作り上げたもので、89 箇所のうち光ファイバによる接続が 80 箇所、ADSL 9 箇所となっています。これまで、民間通信事業者が提供する通信サービスを利用して公共ネットワークを運用してきたのは、公共施設に光ファイバーを引き込むことによるき線点の確保を目的としていました。このき線点を軸にして、中山間地域における一般家庭においても民間通信事業者による自主的な光サービスの提供を促した

めです。しかし、現実にはまとまった加入者を見込むことができない地域では光インターネットのサービス提供の見込みは一切たっておらず、このままでは市内における均一的な光インターネットサービスは見込めない状況です。また、地域によってはx-DSLサービスすら提供されない地区もあり、格差は広がる一方となっています。情報通信基盤インフラはいまや道路などと同様に基本的な社会基盤といえるものであり、一般家庭や企業にとって無くてはならないものと言っても過言ではなく、いまや定住の基本的条件でもあります。

また、今後の情報化社会の流れから推察すると、地域公共ネットワーク上の情報量は増すばかりであり、動画など大容量のデータのやり取りが必要となると考えます。これに対応すべく民間通信サービスのメニュー変更をすれば、多額な通信料を支払っていくこととなります。

したがって今後の情報通信の大容量化と多様なサービスに柔軟に対応すべく、自営の光ファイバ敷設による地域公共ネットワークの再構築を実施することとします。そして、最終的には全市民の各家庭にまでそのネットワーク網を伸ばし、市内均一な通信サービスが享受できる環境を整えていきます。

そして、この自営の光ファイバを賃借しての放送・通信分野におけるサービスの提供を民間事業者に対して働きかけ、インターネット環境の整備、地上デジタル放送への対応をはじめとする難視聴地域対策を推進していきます。

- ⇒光ファイバによる市内全域の情報通信網の整備
- ⇒地域公共ネットワークの自営線による再構築

### Ⅲ 計画推進プラン

#### 1. ハード

ハード事業の展開については第1章において抽出した市内における問題点を解決するため以下の3点を実施することとします。国や県、市の財政の状況に応じ、時代に即した事業を順次展開する必要があります。

これらの事業を推進することによりすべての市民・企業等がこの事業による恩恵を受けることが可能になり、なおかつ地域産業の活性化が促進されると考えられます。

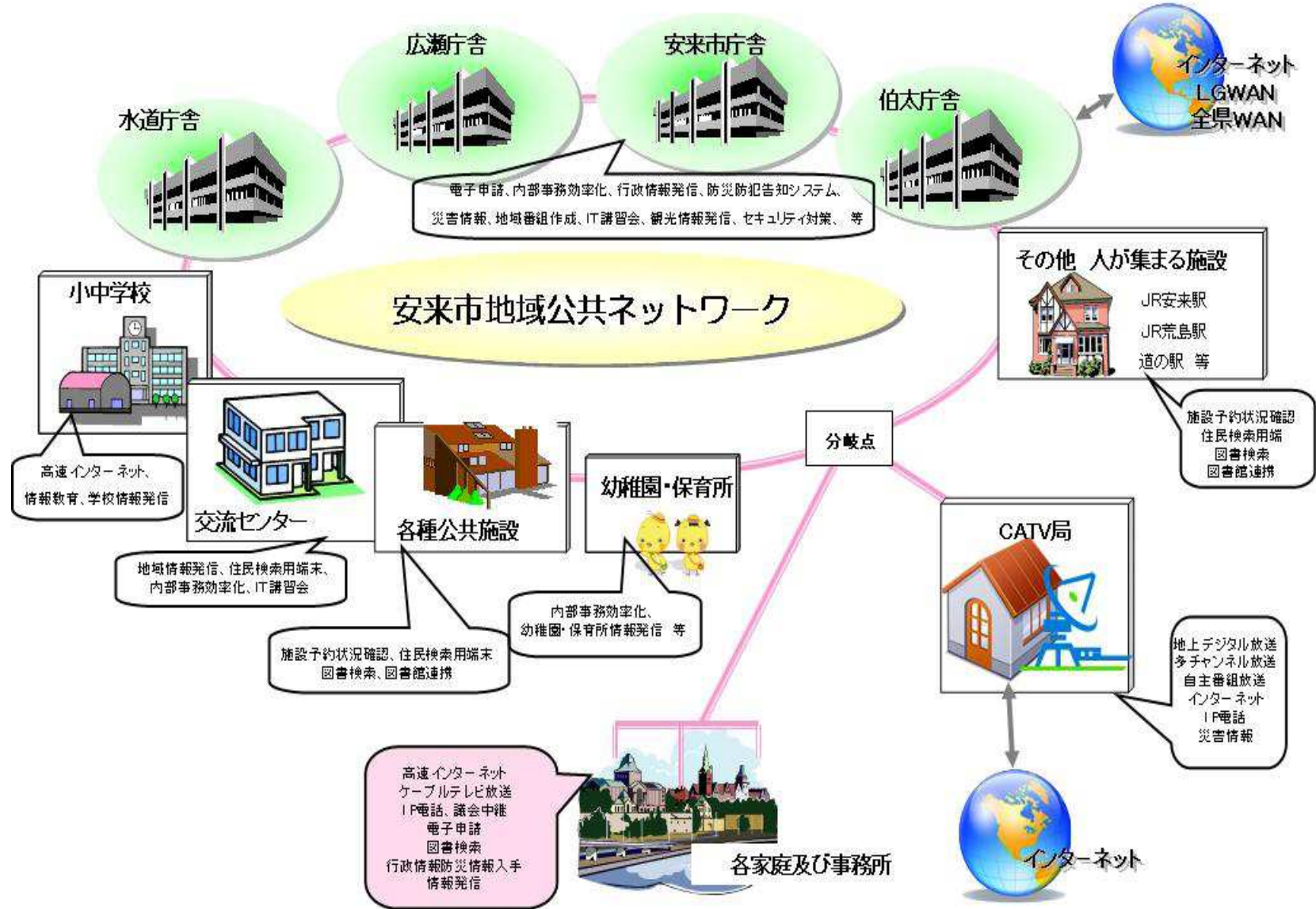
- I 自営光ファイバの敷設
- II 自営光ファイバの開放による民間サービスの誘致
- III 防災・防犯システムの整備

なお、行政情報化についても、電子自治体化を進めるため、中長期的な計画の中で機器及びシステムの更新を考えていく必要があります。

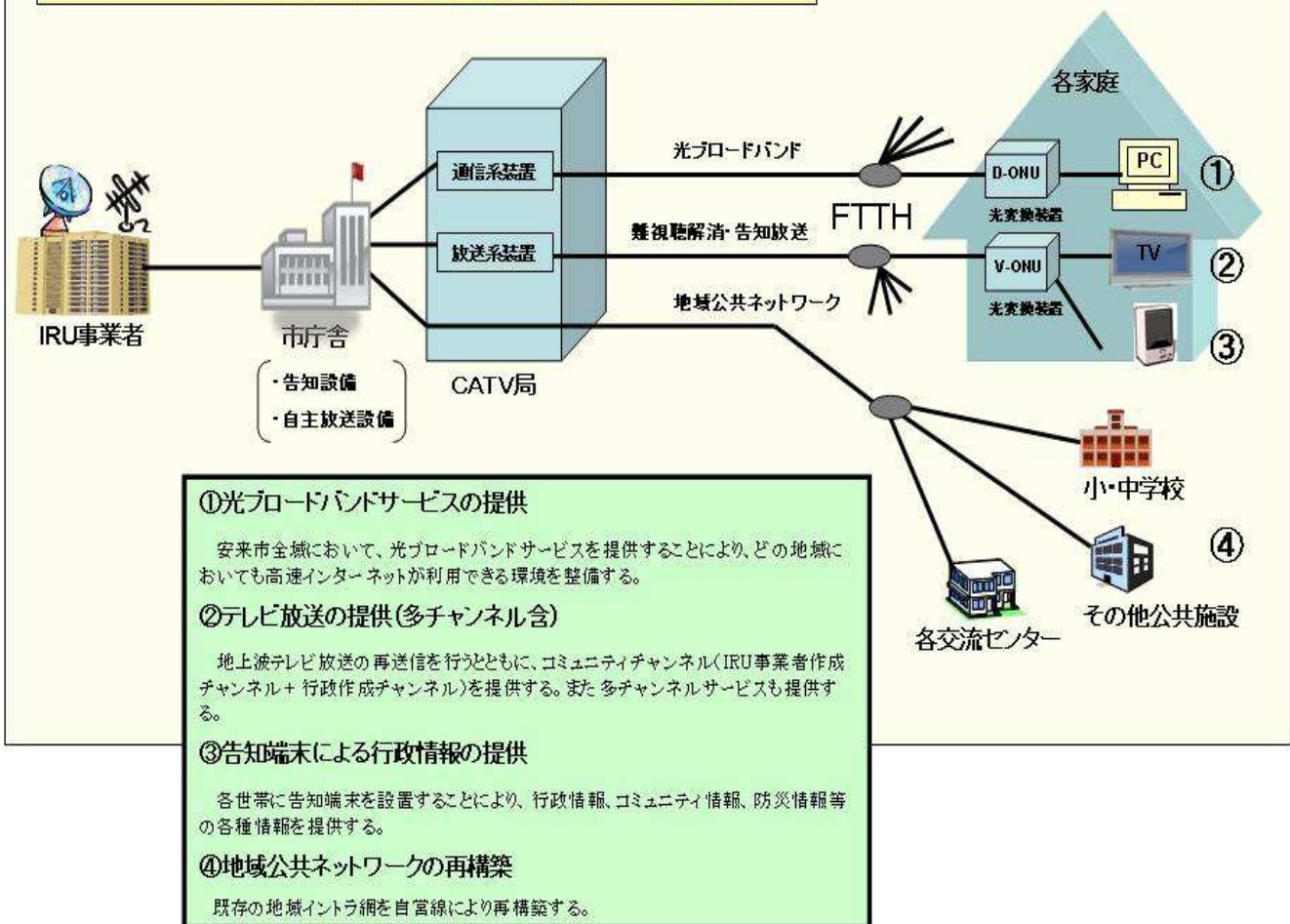
#### 2. ソフト

ソフト事業については、国・県・地域の状況に即したものを採用する必要があります。そのためにも各業務担当課を中心としてプロジェクトチームを設置し、住民が本当に必要としているものは何かを見極める必要があります。整備したハードを利用したサービスを多方面から検討していく考えです。

# 安来市地域情報化全体イメージ



## ブロードバンド・インフラ整備事業イメージ図



### ①光ブロードバンドサービスの提供

安来市全域において、光ブロードバンドサービスを提供することにより、どの地域においても高速インターネットが利用できる環境を整備する。

### ②テレビ放送の提供(多チャンネル含)

地上波テレビ放送の再送信を行うとともに、コミュニティチャンネル(IRU事業者作成チャンネル+行政作成チャンネル)を提供する。また多チャンネルサービスも提供する。

### ③告知端末による行政情報の提供

各世帯に告知端末を設置することにより、行政情報、コミュニティ情報、防災情報等の各種情報を提供する。

### ④地域公共ネットワークの再構築

既存の地域イントラ網を自営線により再構築する。



## IV 情報化の推進に当たって

### 1. 推進体制

安来市の財政状況が逼迫しつつある現在、安来市の情報化を円滑に推進していくには、庁内の推進体制を整備するだけでなく、市民・民間企業・NPO団体・学識経験者・国・県・近隣市町など、幅広く連携の取れる協力体制を構築することが必要となります。各施策を確実かつ効果的に展開できる仕組みをつくり、一体的に地域情報化の推進を図っていくことが重要です。

#### 1) 庁内の体制

庁内における推進体制については、すでに設置されている「安来市ブロードバンド整備に係る内部検討会」を中心として、組織全体の連携を図ります。また、個別の事業については関係各課によるプロジェクトチームを設置し、調査・検討を実施することとします。

庁舎内の情報通信基盤は、内部情報系ネットワークと一人一台パソコン配置を実現しています。今後はこれらをより友好的に活用するために、職員の情報活用能力を高めることが必要となります。

そのため、職員研修の一環として「OA研修」の実施はもちろんのこと、所管部署との協働体制を整え、連携を深めていく必要があります。また、「安来市情報システムの利用に関する規則」に基づいて設置されている「情報システム利用担当者会」を発展させ、課内におけるパソコンの操作や汎用ソフトウェアの活用の指導のみならず、ICTを活用した業務改善や情報化施策の企画、立案などにも参加できる形をとりたいと考えています。

#### 2) 市民・NPO団体との連携

地域情報化については、市民のニーズにこたえるものであることが重要となります。各施策の実施については市民からの意見や要望を取り入れ、内容に反映させることが必要となります。

このためにはさまざまな広聴活動を行い、市民の意見等を幅広く集約する仕組みづくりをする必要があります。

#### 3) 企業・学識経験者との連携

情報技術については専門性が高く、また、非常に速い速度で技術革新が進みます。そのため、各分野における専門知識を有する組織、人との連携が重要となります。企業や学識経験者との連携・共同体制の強化・充実について推進していく必要があります。

#### 4) 国・県との連携

住基ネットワークや総合行政ネットワーク（LGWAN）、県内の市町村を結んでいる全県WANなど国や県等において安来市の情報化に多大な影響を及ぼす施策が多く実施されています。そのため、国や県の地域情報化に関する方向性を十分配慮し、市の情報化施策との整合性を図る必要があります。

なお、施策の実施に当たっては国や県の制度面や財政面での協力を視野に入れ、市の財政軽減に努めます。

#### 5) 近隣市町村との連携

近年、定住自立圏域など広域地域連携の考え方が台頭しています。このことから事業によっては各市町村で単独に実施するのではなく、市民の日常生活圏の拡大に伴い広域的な連携を図ることでより効果が現れるということも考えられます。情報化についても同様であり、施策によっては広域的な視野で事業に取り組んでいきます。

## 2. 留意事項

### ○ 情報セキュリティ対策

#### (1) 個人情報の保護

情報通信関連技術の発展により、電子化された情報が情報通信ネットワークを介して大量かつ迅速に処理されることによって、高度な住民サービスが提供可能になり、生活の様々な場面で利便性が大幅に向上することが予想されます。しかし、一方では、情報の扱い方や管理の不備によって個人情報外部に漏洩する危険性もあります。こうしたことから、本市では、安来市個人情報保護条例を設け、個人情報の保護に努めています。今後においても、細心の注意を払い、市民の安全・利益を守るように努めます。

#### (2) 知的所有権の保護

デジタル化やネットワークの進展にともない、音声や画像等を容易に複製できるようになりました。しかし、その一方で、その利用を制限することが極めて困難であり、著作権や所有権の帰属が問題になってくることも多くなっています。そのため、これらの権利の取り扱いについて、市民、企業、市職員等に広く周知し、適正な利用を図ります。また、システム開発を外部に委託した場合は、開発するプログラム等の著作権、所有権等の帰属を法律に基づいて明確にし、契約時には、利用許諾、複製、改造等について権利の取り扱いを適正に行うようにします。

### (3) 情報セキュリティ対策

コンピュータウイルス、クラッカーなど、情報ネットワーク社会では様々な危険が内在しており、外部からの不正アクセスによる情報漏洩、改ざん、破壊といった問題により、市民生活に多大な影響を及ぼすおそれがあります。また、地震などの災害による障害が発生した場合に、既存ファイル・データを維持するため、耐震対策やバックアップ機能の確保、通信ネットワークの多ルート化などの効果的な手段を考慮する必要があります。このため、情報システムの構築や運用の際には、これらの障害の発生や情報システム等の停止を予防し、また、障害発生時の影響を最小限に食い止めるた

め、必要十分な対策を講じます。また、個人情報扱う情報システムでは、データの暗号化やファイヤーウォールの構築などのセキュリティ技術を駆使して最大限の安全確保に努めます。

#### ■情報セキュリティポリシーの策定・運用

本市では、情報資産を想定される脅威から保護するための基本的な考え方や情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用をセキュリティポリシーとして策定し、ハッカーやクラッカー等による情報システムへの侵入をはじめ、コンピュータウイルス対策や内部からの情報漏洩など、情報セキュリティに関する脅威からの対策を実施します。

#### ■情報セキュリティ研修・監査

本市の制度面のセキュリティ対策として、「個人情報保護条例の制定」や「情報セキュリティポリシーの策定」を進めてきました。しかし、制度面を充実させても職員に十分な知識と高い意識がなければ、それが「セキュリティホール」になり、システム全体が脆弱なものとなる恐れがあることから、一般職員に対する情報セキュリティ研修を充実・強化します。

また、セキュリティポリシーを策定した後の情報セキュリティ対策全般の実効性の評価・見直しを行うことが重要であり、そのための有効な手法となる情報セキュリティ監査を実施し、セキュリティの確保に努めます。

#### ○ 情報格差への対応

情報化施策の充実は市民に新たなコミュニケーションツールを提供し、市民生活をより豊かにする手段の一つです。情報通信技術の導入を進める

一方、これを効果的に活用することができる人材が必要となります。そのため、本市では、パソコンやインターネット等を気軽に、自由に利用することができる環境を交流センターや図書館等の公共施設に整備しています。実際に情報通信技術にふれることで、実用的な情報活用能力の習得を支援し、情報化の推進を実現できると考えています。

しかし、安来市ではまだ、年齢的、地理的条件により情報化の利便性を享受できない人が多くいることも確かです。利用できる人と利用できない人の格差が生じていることに配慮した施策を展開していく必要があります。一人でも多くの市民が、情報化の利便性を享受できるような環境を作り、情報リテラシーの向上を図るための施策を展開していきます。

#### ○ 技術革新への対応

今後のシステム構築や既存システムの改修に当たっては、システムの拡張性や整備コスト・保守費用など総合的に判断し、適切な技術の採用が重要となります。また、ICTの進展のスピードは非常に速いことから、常に最新技術の動向の把握に注意をしておく必要があります。